

松原市教育委員会 4月定例会 議事録

1. 日 時 令和5年4月19日(水) 午後4時00分

2. 場 所 松原市役所 3階301会議室

3. 付議事件等

- (1) 報 告
- 第3号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
- 第4号 松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて
- 第5号 松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて
- 第6号 松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議 案
- 第8号 松原市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について
- 第9号 令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について

出席委員 美濃教育長 田中教育長職務代理者 和田教育委員 佐野教育委員
比嘉教育委員 新田教育委員

事務局 岡本教育総務部長 山森学校教育部長 下岸市民協働部長
小玉教育総務部次長兼文化財課長 矢野学校教育部次長
友田市民協働部次長 彦阪教育政策課長 田中教育総務課長
松山教育総務部参事 宮本学校給食課長 北田教育総務部参事
猪俣教職員課長 長尾教育推進課長 矢口地域教育課長
大西教育研修センター長 大宅いきがい学習課長

美濃教育長

定例教育委員会を開催する前に、あらかじめお願いを申し上げます。
傍聴人の方は掲示しております「傍聴者の皆様へ」の遵守事項に従い、議事進行にご協力いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席委員は5名でございます。私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

(開会宣言 午後4時00分)

これより令和5年4月定例教育委員会を開催いたします。

まず、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により比嘉委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

初めに教育長報告を行いたいと思っております。

お手元の資料に基づき、報告をさせていただきます。

まず初めに、3月31日に退職辞令の交付式、それから4月3日に人事異動者・新規採用者への辞令交付式を行いました。

続きまして、4月4日には、年度初めに当たり臨時校長会を開催したところです。また、同日には、青少年指導員協議会の委嘱式もございました。

4月6日ですが、令和5年度市町村教育委員会教育長会議が開かれまして、令和5年度の大阪府教育委員会の組織体制や取組の重点事項について説明を受けたところです。

4月7日は小中学校の入学式が行われまして、同日に初任者研修の開講式が開催されました。また、10日には幼稚園の入園式がございました。

また、4月14日には令和5年度の大阪府都市教育長協議会の総会、17日には第1回の南河内地区人事協議会、そして昨日は青少年指導員の連絡協議会総会が開かれまして、それぞれ出席してきたところです。

令和5年度が始まって半月ほどたちました。学校教育部のほうは大幅には動きはなかったんですけども、教育総務部のほうに大分大きな動きもございました。また新しいメンバーでしっかり対応していきたいと思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。
よろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、議事に入る前に、小中学校の現在の状況等について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

山森学校教育
部長

小中学校の状況ということで、ご存じのように5月8日からはコロナ対応が5類に変わる予定であるということを受けましたが、この2年間の総括的なことを少し冒頭に申し上げたいというふうに思っておりますが、まず、令和3年度のコロナの感染、児童生徒で申し上げますと1,181人の感染がございました。教職員は80名の感染でございます。

令和4年度は、児童生徒のほうが2,135人、教職員は198ということで、どちらも倍増と。とりわけ、7波、8波のオミクロンでの感染が非常に多かったということが、このような増加につながっております。

令和5年度は、始まって今、教育長からもございましたが、少したちましたけれども、現在のところ児童生徒は2名、教職員1名ということで、非常に下火になっていると、こういう状況の中、5類への移行を迎える予定でございます。

教育活動としましては、5月7日までは引き続き感染対策等、とりわけ換気と手洗いと、このあたりを大事にしながら、マスクについては個人の判断でというようなことで進めておるところでございます。

そんな中、今年度、初任者をまた14人迎えました。小学校が12名、それから中学校の音楽と美術の教員1名ずつ、都合14名を迎えまして、新しいスタートを学校が切っております。

4月7日には、小学校、中学校とも入学式が行われました。それから給食も開始されまして、今週の月曜日からは小学1年生の給食も開始されて、本格的な教育課程が始まっていっていると、こういう状況でございますので、本年度もしっかりと子供たちの成長につなげられる教育活動をつくり上げていこうと、このように思っておりますので、どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

美濃教育長

ありがとうございました。

ただいまの件について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

田中委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、5月8日からコロナが5類に変更になるということなんですけれども、この5類に変更になることによって何が変わるのか、何を变えるのか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

山森学校教育
部長

基本的には、ざっくりとした言い方にしますと、コロナ前に戻っていきと、こういうことでございますので、感染対策についても、例えば、インフルエンザがはやれば換気をこれまでも大事にしておりましたし、手洗い等もしてございましたけれども、そういったことはするにしろ、特段コロナであるということでの対応ということについては、一定収束をしていくのかなというふうに思っております。

詳細につきましては、後日、国や府を通じて、こういった教育活動ということであると思われまじけれども、これまでコロナで例えば調理実習ができなかったとか、合唱のときにはできない、もしくはやる場合には少し長めの距離を取るだとか、リコーダーについてもしかりだったんですけれども、そういった制限の辺りがなくなってって、冒頭に申し上げたように、コロナ前の教育活動に非常に近づいていくと、こういうイメージでございます。

以上でございます。

美濃教育長

ほかはよろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

ないようですので、これより本日の議事に入ります。

報告が4件、議案が2件となっております。

それでは、報告第3号「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

彦阪教育政策
課長

報告第3号「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

まず、3月31日付の退職でございます。教育委員会事務局の課長級1名、課長補佐級2名の方が松原市を退職され、大阪府職員となっております。学校の先生に戻られたということになっております。

まず、森先生につきましては松原中学校校長先生に、高木先生につきましては松原東小学校教頭先生に、松山先生につきましては第四中学校の教諭に就任をされております。

次に、3ページをご覧ください。

4月1日付の内容でございます。

まず、教育委員会事務局につきましては、課長級1名、課長補佐級2名の人事異動を行いました。課長級の1名については、松原小学校から課長に就任をしております。課長補佐級2名につきましては、1名が河合小学校から教育委員会事務局へ、1名が松原第三中学校から松原市人権交流センターへの出向となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

同じく4月1日付の異動でございます。

教育委員会事務局につきましては、部長級が1名、次長級が1名、課長級が5名、課長補佐級が5名、係長級が2名、係員が12名、再任用が2名。幼稚園につきましては、係長級が1名となっております。

内示が下りましてから4月1日まで時間がありませんでしたので、教育長専決の下、人事異動の発令をさせていただいたものでございます。

以上が説明となります。よろしくお願いたします。

美濃教育長

説明は終わりました。

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございますか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、報告第3号「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、報告第3号「人事異動の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

ここで、異動者のご紹介をさせていただきます。

彦阪教育政策
課長

ただいまご承認をいただきました人事異動の対象となった者の紹介をさせていただきますと思います。

今回は、この会議に出席をしている者のみご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で立ち上がり、ご挨拶をお願いいたします。

初めに、教育総務部長の岡本博文でございます。

岡本教育総務
部長
彦阪教育政策
課長

よろしくお願ひします。

続きまして、教育総務部次長兼文化財課長の小玉哲章でございます。

小玉教育総務
部次長兼文化
財課長
彦阪教育政策
課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育総務部参事の松山みどりでございます。

松山教育総務
部参事
彦阪教育政策
課長

よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育総務部学校給食課長兼松原市立学校給食センター所長宮本貴代でございます。

宮本学校給食
課長兼松原市
立学校給食セ
ンター所長

よろしくお願ひいたします。

彦阪教育政策
課長

続きまして、教育総務部参事の北田吉彦でございます。

北田教育総務
部参事

よろしくお願ひします。

彦阪教育政策
課長

続きまして、教育推進課長の長尾彰太郎でございます。

長尾教育推進
課長

よろしくお願ひします。

彦阪教育政策
課長

続きまして、地域教育課長の矢口真紀でございます。

矢口地域教育
課長

よろしくお願ひします。

彦阪教育政策
課長

最後に、教育政策課長を拝命しました彦阪恒三朗です。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、市長部局にても事務の執行補助をしております、市民協働部、福祉部におきましても、4月1日付の人事異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

こちら、本日、案件のない課につきまして、教育委員会に今後ご提案等ございます際には会議に出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市民協働部につきまして、市民協働部長の下岸正典でございます。

下岸市民協働
部長

下岸です。よろしくお願いいたします。

彦阪教育政策
課長

続きまして、市民協働部次長に友田正人でございます。

友田市民協働
部次長

友田です。よろしくお願いいたします。

彦阪教育政策
課長

福祉部につきましては、福祉部子ども施設課長に小島克文が就任しておりますが、本日案件はございませんので、欠席をさせていただいております。

続きまして、教育委員会事務局に新たに着任いたしました課長補佐級職員が参っておりますので、ご紹介をさせていただきます。2名となります。

まず、教育政策課課長補佐、どうぞ。

教育政策課課長補佐の中西でございます。

中西教育政策
課課長補佐

中西です。どうぞよろしくお願いいたします。

彦阪教育政策
課長

続きまして、教育推進課主幹の奥長でございます。

奥長教育推進
課主幹

奥長栄吾です。よろしくお願いいたします。

彦阪教育政策
課長

課長補佐級は退席をお願いいたします。

続きまして、新しく校長・教頭になられた方々をご紹介いたします。全員で4名となります。

ご参考に、令和5年度の校長・教頭・園長一覧表をお手元に配付をさせていただきますので、ご覧ください。

一覧表の学校順にご紹介をさせていただきます。

初めに、松原西小学校の尾崎校長、松原東小学校の高木教頭、河合小学校の黒田教頭、松原中学校の森校長となります。

それでは、尾崎校長から自己紹介をお願いいたします。

尾崎松原西小学校長	失礼いたします。松原市立松原西小学校校長を拝命いたしました尾崎守と言います。どうぞよろしくお願いいたします。
高木松原東小学校教頭	松原市立松原東小学校教頭を拝命いたしました高木宏治です。よろしくお願いいたします。
黒田河合小学校教頭	松原市立河合小学校の教頭を拝命いたしました黒田実里です。よろしくお願いいたします。
森松原中学校長	松原市立松原中学校の校長を拝命しました森奏です。どうぞよろしくお願いいたします。
彦阪教育政策課長	<p>ありがとうございました。退席をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、ご紹介のほう終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に、報告第4号「松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>お願いします。</p>
大宅いきがい学習課長	<p>報告第4号「松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の改正及び松原市個人情報保護条例の廃止に伴い、松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の引用条項について整理を行うものです。</p> <p>なお、松原市個人情報保護条例が令和5年4月1日をもって廃止されることとなり、当該規程を令和5年4月1日付で改正する必要が生じたため、同日付で専決処分をしたところでございます。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>

美濃教育長	<p>ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>硬い表現でしゃべったと思うんですけれども、分かりやすく言ってください。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>平たく言いますと、このカメラ、防犯カメラの規程につきまして、そこで撮った映像、画像、その取扱いの規程を、今まで松原市の条例にその規程を求めていたんですけれども、それが全国的に個人情報取扱いというのは、各市の条例じゃなくて法律で定めるということにしたので、その画像の取扱いを条例に求めるんじゃなくて法律に求めるというようにしたという改正です。後ほど出てくる2件については、全く同じ理由で改正されるということでございます。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございます。大分分かりやすい説明。 すみません。何かご意見、ご質問ありますでしょうか。 よろしいですか。</p>
各 委 員	なし。
美濃教育長	<p>では、ないように見受けられますので、報告第4号「松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第4号「松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。</p> <p>続いて、報告第5号「松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
大宅いきがい	報告第5号「松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に

学習課長	<p>関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。</p> <p>報告第4号と同様に、個人情報の保護に関する法律の改正及び松原市個人情報保護条例の廃止に伴い、松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の引用条項について整理を行うものです。</p> <p>なお、松原市個人情報保護条例が令和5年4月1日をもって廃止されることとなり、当該規程を令和5年4月1日付で改正する必要が生じたため、同日付で専決処分をしたものでございます。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これも先ほどと同様だということですがけれども、よろしいですか。</p>
各委員	なし。
美濃教育長	<p>それでは、報告第5号「松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第5号「松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。</p> <p>それでは、次の報告第6号「松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明をお願いします。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>報告第6号「松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。</p> <p>報告第4号及び報告第5号と同様に、個人情報保護に関する法律の改正及び松原市個人情報保護条例の廃止に伴い、松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の引用条項について整理を行うものです。</p>

なお、松原市個人情報保護条例が令和5年4月1日をもって廃止されることとなり、当該規程を令和5年4月1日付で改正する必要性が生じたため、同日付で専決処分をしたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

美濃教育長

これも同様ですね。よろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、報告第6号「松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定の専決処分の承認を求めることについて」承認することに異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

ありがとうございます。

和田委員

その上で。

美濃教育長

どうぞ。

和田委員

法律が変わったので、市内に設置する防犯カメラの条例を変えるということが行われたと思うのですが、学校における防犯カメラに関する規定は、どのようになっているのか教えてください。

田中教育総務
課長

一度ちょっと確認させていただきます。

和田委員

分かりました。またでいいので、お願いします。

美濃教育長

ほかはよろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

ありがとうございました。

それでは、6号についても承認いたしましたので、続きまして、議案第8号「松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について」を

議題といたします。

事務局より説明を求めます。

彦阪教育政策
課長

それでは、議案第8号「松原市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」につきましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

松原市教育振興基本計画（後期計画）の計画期間が令和5年度で終了するにあたり、松原市教育振興基本計画策定委員会におきまして、令和6年度からを計画期間とする第2期松原市教育振興基本計画を審議しております。委員会の委員のうち、学校関係者、市職員の退職に伴いまして2名の欠員が生じたため、新たに任命をするものでございます。任期は、任命の日から令和6年3月31日までとなっております。

続きまして、議案説明資料の9ページをご覧ください。

こちらに委員名簿を添付しております。下線部分は、新たに任命をする委員となっております。

9番の野崎氏の前任者は、松原中学校校長会会長の第七中学校の校長先生でありました。退職に伴いまして、同じく今年度、松原市中学校校長会会長の野崎氏を任命するものでございます。

市職員につきましても、前任者の退職に伴い、新たに任命をするものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

美濃教育長

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

ありがとうございます。

ないように見受けられますので、議案第8号「松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任

命について」は可決されました。

続きまして、議案第9号「令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

お願いします。

長尾教育推進
課長

議案第9号「令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」ご説明いたします。

今年度は、令和6年度から使用する教科書を新たに採択する年度となっております。

つきましては、議案書の16ページ、資料1、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則にのっとって適切に行う必要があります。こちらをご覧ください。

選定委員会の設置の期間と事務につきましては、第1条と第2条、第3条に規定されております。読み上げさせていただきます。

「設置」、「第1条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。」。

「設置期間」、「第2条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前1年とする。」。

「委員会の担任する事務」、「第3条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。」。

したがいまして、この諮問につきまして、本市教育長から松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長に対して行われるものでございます。

そして、選定委員において採択に関して調査、研究を行い、選定に関する答申を頂き、その答申を踏まえて、教育委員会の場で令和6年度より使用する小学校の教科用図書、教科書を採択していただくこととなります。

それでは、18ページ、資料3にあります諮問文を読み上げさせていただきます。

「令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）」。

「標記について、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

第3条に基づき、令和6年度から松原市立義務教育諸学校において（小学校において）使用する教科用図書の採択に関して調査および研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問いたします。

つきましては、選定に関する答申をいただきますようお願いいたします。」。

また、選定委員会につきましては、先ほどご覧いただきました資料1の規則に基づいて設置されるものであり、選定委員の人選につきましては、同規則と、17ページ、資料2「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領」に基づき、今後任命または委嘱することになります。

規則と要領の根拠となる部分を読ませていただきます。

16ページ、資料1をご覧ください。

資料1「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」、「第5条」です。

「委員は次に挙げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員

(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および職員

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者」。

続いて、17ページ、資料2。

「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領」の1をご覧ください。

「選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表2名、教頭代表1名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者2名（松原市PTA協議会代表）をもって組織する。」。

以上のようにありますので、これに基づき、お手元の資料19ページ、資料4のとおり「選定委員名簿（案）」を作成しております。

選定委員につきましては、5月11日に行われる大阪府教育委員会の採択事務説明会が予定をされております。そこで、採択事務に関わる文科省並びに府教育委員会の指示、通達が示されます。それを踏まえて、第1回目の選定委員会を5月の中旬に開催し、規則の第8条と要領の5に基づいて各教科ごとに調査員を置き、調査、研究等の運営を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

説明は終わりました。

美濃教育長

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

少しか私から補足をするならば、教科書は学習指導要領に基づいて作られているわけですが、現行の教科書は平成29年度に告示された、29年3月に告示された小学校・中学校の学習指導要領に基づいて作られているので、それが4年ごとぐらいで採択替えが行われます。なので、今回はその29年告示の指導要領による2回目の採択ということになりますね。全くの新規で、新規の指導要領の下でやるというものではないということなので、10年に一度の改定に伴うその採択替えとはちょっと趣を異にする部分はあるかもしれませんが、それでもやはり採択に関わっては子供たちが使いやすい教科書、先生方が教えやすい教科書をしっかり見ていくという作業は大変なことだと思いますので、しっかりこういうふうには要綱に基づいてやっているということです。

いかがでしょうか。何かございますか。

新田委員

この資料2のところ、いわゆる藤井寺でちょっと問題があったというところに関連して、この選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出するというような記載があるかと思えます。選考の誓約書というのはどのような内容で、何を誓約するものなのかというのは事前にちょっと確認をしたんですけども、これはいわゆるその調査を担当する教員さんですね、こういう方に対しては、こういった誓約というのは特には求めないのでしょうか。

美濃教育長

お願いします。

長尾教育推進
課長

調査員である先生方にも同様の誓約書の提出を求めています。
以上です。

美濃教育長

よろしいですか。

新田委員

ありがとうございます。

であれば、恐らく問題はないのかなと思いますので、お近くでそのような問題があったということでかなり注目されているというか、襟を正すべき内容かと思えますので、適正な運営をしていただけたらと思います。

美濃教育長

ありがとうございます。

私からも、今の件についてはちょっと補足をできればと思うんですが、藤井寺市の件でございまして、今日、たしか臨時の教育委員会議が藤井寺でも行われているやに聞いております。例の事件のその対応についての会議だと思えますけれども。私が聞いておりますのは、やはりその再発防止のために透明性を高めることですか、あと、ちょっと度忘れしてしまいましたけれども、再発防止のための項目を幾つか並べて、それをしっかりルールとして運用していくと、再発防止のためにしっかり運用していくということをしかり決めていくということでございます。

たしか、この事件が発覚したのが去年の秋口ぐらいだったかに記憶しておりますけれども、それを受けて、私も校長会議、教頭会議でも、採択に関わる先生方がああいうような事件に巻き込まれたり、起こしたりしないようにということで、もし疑義がある、心配なことがあるという場合には、すぐに教育委員会にも報告をなさいよということもお伝えしてきたところでございます。松原市の学校においては、同じような例はないというふうに認識をしておりますので、これからはっきりそういう点は注意喚起もしながら対応していきたいと思っております。

ほかはいかががでしょうか。よろしいですか。

田中委員

私もその点が一番気になっておりまして、藤井寺市のことがですね。今、教育長おっしゃられたことで十分かなと思うんですけれども、今、この資料2のほうで誓約書を提出するというのは、あの事件がきっかけでこういった文言をつけたんじゃないなくて、以前からこれあったわけですよ。

そういった意味で、なおかつああいう事件が起こるということは、何か抜け目があるのかなというふうにも思いますので、その辺しっかり我々も襟を正さないといけないと思うんですけれども、そういったことも踏まえて、教育長、今おっしゃられたことを徹底していただければなと思います。よろしくをお願いします。

美濃教育長

ほかはよろしいですか。

新田委員

すみません。あと、ちょっと、最終的には、様々な可能性がある中であるんですけれども、この資料2の2番。結局、この我々教育委員会に対して上がってくる報告を基に選定していくということで、この答申の内容をどのような形で伝えていただくのかなと。それが、例えばどういっ

たか、基本的にはその文書であろうかとは思いますが、そもそもあまり教科書と親しんでいない時間がちょっと長く続いていますので、正直かなり慎重に、たくさんの教科書、実物も届いて、それにも目を通してくださいねということをお願いしてちょっとびびっているような。

今、過去の例で言うと、当然その現物が資料として提示されるということと、答申といったらどのような資料が見させていただける。

和田委員

これは、委員のほうから答えたほうがいいと思うので発言します。

前回の例をお知らせすると、答申は大体その教科書の特徴が書かれています、例えば図がたくさん盛り込まれているとか、分かりやすい言葉で掲示されているとか、その教科書のよいところをとりあげて、報告してくれています。それを一つの参考資料として、私たちがその教科書を実際に見て、そのとおりだなとか、また、子供目線に立って、子供が読みやすい流れになっているとか、そういうところをチェックしながら、自分なりの回答というか、自分はこれがいいだろうということを決めていきます。そして当日は投票で決めるというスタイルで決まっています。これが前回の流れです。

新田委員

ありがとうございます。

田中委員

今おっしゃられたように、量がすごいあるからですね、圧倒されました、一番最初。

和田委員

そうですね。

田中委員

あと、これ、スケジュール的に無理なのかなと思うんですが、確かに教科書は頂いて、目を通してくださいということなんですけれども、今、和田委員おっしゃられたように、答申があつて目を通したほうが、我々としても理解しやすいかなと思うんです。それはスケジュール的に無理なんですかね。

長尾教育推進
課長

今のスケジュール案でございますが、先ほどの選定委員会が立ち上がるのが5月上旬、それから調査員の報告が上がってくるのが6月の下旬というふうに考えております。その調査報告書を基にして選定委員のほうで答申をつくりたいです。これが7月の中旬から下旬ということが予定を

されております。採択のほうは7月の下旬ということになりますので、どうしてもその間でいうと2週間ぐらいのことなのかなというふうにならざるを得ないところを予定をしておるところでございます。

以上です。

山森学校教育
部長

前回も大変膨大な教科書をお持ちさせていただきました、漏れずに今回もお持ちをさせていただきますので、またよろしく願いをいたします。

今のご質問でございますけれども、答申が上がってくるのは7月の中旬ぐらいに上がってくるわけですが、教科書につきましてはそれよりも早くお届けをさせていただきますので、その教科書をまずは見ていただきながら、答申も完成と同時にお渡しをさせていただき、さらにそこから2週間程度時間がございまして、併せてご覧いただきまして、松原の子供たちにふさわしい教科を選んでいただくと、このような運びになるかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

佐野委員

今、田中委員の言いはることがやっぱり分かるんですよ。あれ全部そんな、目、通せないですよ。とんでもない。ほんで、うちなんか、玄関そんな広ないの、人が通れないぐらいの、要は山盛り状態になっていて、結局下のやつなんか出せないんですよ。本棚がぽんと来たら、そら、抜いていけるねんけれども、箱に入って、下のほうは絶対見られへんので。僕、今、田中さん言いはったように、答申があつて、そこに、それを見るというのは、もうすごい段取りとしてはええなつてすごい思います。それをよく考えていただけると本当に助かります。

長尾教育推進
課長

考慮させていただきたいと思います。できるだけ早く答申ができるようにと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

美濃教育長

私からも一言申し上げますと、私自身、決定にも携わったことがあるので言えるんですけども、全部出てくる教科書は検定をパスしたものばかりなので、どれ選んでも駄目な教科書というのは基本的にないんです。なので、それが松原の子供たちに合うかどうかとか、先生方がどうかというところで、多分特徴を見ながら決めていくんだと思うので、各委員おっしゃるように、全点読もうと思ったら、そんな2週間程度で読めるはずもないので、隅から隅まで読もうと思ったらそれは不可能に近いと思うので、そこはうまく合理的で、しかもちゃんといい教科書を選べる

ようなやり方を工夫していきたいなと思います。
では、よろしいですか。

各 委 員

はい。

美濃教育長

それでは、議案第9号「令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和6年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」は可決されました。

それでは、これもちまして4月の定例教育委員会を終わります。どうもありがとうございました。

(閉会宣言 午後4時43分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 比嘉 悟